

(例規 2 1)

陸 幕 総 第 7 4 0 号
昭和 3 9 年 1 0 月 5 日

改正	平成19年 1 月 9 日陸幕法第 1 号	平成19年 3 月 28 日陸幕法第61号
	平成21年 2 月 3 日陸幕法第10号	平成26年 3 月 28 日陸幕補第352号
	平成27年 3 月 31 日陸幕補第358号	平成30年 3 月 14 日陸幕法第104号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

新隊員等が人事発令によって移動する場合の取扱いについて（通達）

生徒陸曹候補生が入校又は教育入隊する場合及び新隊員が教育入隊又は異任する場合に係る標記について、下記により実施されたい。

記

- 1 方面隊（方面総監に隷属する機関を含む。以下同じ。）及び防衛大臣直轄部隊等を異にして移動する場合
 - (1) 輸送の担任は、旧所属部隊に係る方面総監又は防衛大臣直轄部隊等の長（以下「旧方面総監等」という。）とする。
 - (2) 前号の輸送は、移動先部隊等到着時をもって完了するものとする。ただし、同一列車により輸送する場合で最終着地以外の移動先部隊に輸送する隊員については、当該駅等とする。また北部方面隊に対し新隊員を補充する場合で、師団、旅団又は団等ごとに集結させる場合（以下「師団等集結方式による場合」という。）は当該集結地到着時とする。
 - (3) 人事発令の付月日以降輸送完了までの間に生じた事故に関する報告は、旧方面総監等において行うものとする。この場合旧方面総監等は、当該事故に関し必要な事項を新所属部隊に係る方面総監又は防衛大臣直轄部隊等の長に通報するものとする。
- 2 方面隊又は防衛大臣直轄部隊等内における移動の場合の輸送の担任及び事故報告の取扱いは、当該方面総監又は防衛大臣直轄部隊等の長の定めるところによる。

- 3 輸送は、人事発令の付月日以降に行うものとし、人事発令には同日異動完了するものを除き異動完了日を明示するものとする。この場合北部方面隊に対し師団等集結方式による場合には、当該師団又は団等到着日を異動完了日とする。

配布区分：「G」

人事統計隊長 2部

監理部長、第1部長、監察官、輸送課長 各1部

総務課長 15部